

## 24監査公表第18号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成24年8月28日に福岡市長から出資団体監査の結果に対する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成24年12月13日

福岡市監査委員 南 原 茂  
同 梶 木 義 博  
同 石 井 幸 充  
同 大 松 健

### 1 監査報告と措置の件数

24監査公表第4号（平成24年2月9日付 福岡市公報第5897号 公表）分・・・1件

### 2 講じた措置の内容

以下のとおり

24 監査公表第4号（平成24年2月9日付 福岡市公報第5897号 公表）分

（出資団体監査）

（事務監査）

#### 1 財団法人福岡観光コンベンションビューロー

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>法人の登記事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>財団法人の理事の氏名に変更が生じたときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第303条の規定に基づき、2週間以内に変更の登記を行わなければならない。しかしながら、財団法人福岡観光コンベンションビューローの理事の氏名の変更登記が約1年1ヶ月遅れたことから、同法第342条等の規定に基づき、裁判所において過料の決定がなされ、平成21年度に過料金を納付していた。</p> <p>今後、法人の登記事務に当たっては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等関係法令に則り、適正な事務処理を行われない。</p>	<p>法人の登記事務については、事実発生に伴い、適正な事務処理を行うよう周知徹底を行った。</p> <p>なお、財団法人福岡観光コンベンションビューローにおいては、法人の登記事項に変更が生じた場合には、2週間以内に変更登記を行い、遅延がないよう周知徹底が図られた。</p>